

令和 7 年度
学校いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月
福島県立ふくしま新世高等学校

福島県立ふくしま新世高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定、最終改定平成29年3月14日。以下「国の基本方針」という。）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月。以下「国のガイドライン」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- （1）いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- （2）いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （3）いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

（1） いじめの定義

（第2条）「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

＜具体的ないじめの形態（例）＞

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。

- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れてもらえない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名称
「いじめ防止対策委員会」
 - ② 構成員
校長、教頭、生徒指導主事、全職員、スクールカウンセラー
 - ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)
- * いじめであるか否かの判断を組織として行う。

(3) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくり

をキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。

- ③ 情報モラルや情報リテラシーに関する教育を進め、インターネット上のいじめは重大な人権侵害にあたることを生徒に理解させるとともに、保護者に対しても機会を捉えて現状や対策等についての周知に努める。
- ④ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。
- ⑥ いじめに対する平時からの備えとして、重大事態ガイドラインのチェックリストを活用する。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 個別面談や定期的なアンケートの実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
- ④ 保護者に対して「いじめのサイン発見シート」を配布し、生徒の変化についての早期発見に役立てる。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事、教頭を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報したりするなど、外部機関と連携して対応する。

- ⑥ 重大事態発生時の対応

＜重大事態とは＞

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

<重大事態の報告>

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織（調査委員会）を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(6) 年間計画

月	生徒指導計画	面談・実態調査 (アンケート等) の実施計画	校内研修 計画	いじめ防止の ための会議等	評価計画
4 月	全体指導 (始業式)			第 1 回いじめ 防止対策委員会	計画・目標の 作成と提示
5 月					
6 月					
7 月	全体指導 (終業式)	いじめに関する アンケート① 面接週間①		第 2 回いじめ 防止対策委員会	
8 月	全体指導 (始業式)				
9 月					中間評価
10 月		いじめに関する アンケート②	校内研修 いじめ問題 への対応	第 3 回いじめ 防止対策委員会	
11 月					
12 月	全体指導 (終業式)	面接週間②			学校評価 アンケート
1 月	全体指導 (始業式)	いじめに関する アンケート③		第 4 回いじめ 防止対策委員会	
2 月		面接週間③			
3 月	全体指導 (終業式)				年間評価 報告

* 年間計画については、生徒指導部会等で立案してもらう。

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

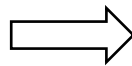
重大事態への対応

学 校

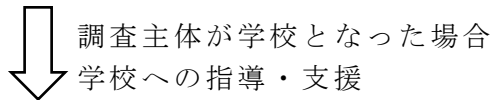


県教育委員会
・ 調査の主体を判断

発生報告



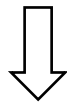
知 事



調査組織による調査

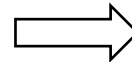
【調査組織】

「いじめ防止対策委員会」を中心として、重大事態の特性に応じた専門家などを加える



- 1 調査結果の提供及び報告
 - ・ いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供
 - ・ 県教育委員会への報告
- 2 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・ 被害生徒及び保護者への支援
 - ・ 加害生徒及び保護者への指導・助言
 - ・ いじめがあった集団への働きかけ
 - ・ 上記に必要な関係機関等との連携

結果報告



知 事

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐

校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●学校の設置者における平時からの備え

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	☐
職能団体等との連携について	

重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	☐
【公立学校の場合】職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐

(参考)いじめ被害の質と対応

いじめ問題の克服としては、早期の発見と対応に尽きる面があるが、進行過程の悪化の予想が不可欠

レベル	被害の質	対応
1	・悪口、陰口などで特定の子どもを笑いの対象にする ・1対1の比較的軽度なことばによるからかいや無視等	訴えがあれば、すぐに学級・学年レベルで教師が介入する。クラス全員の居場所と出番をつくる日々のHR指導の工夫が防止への鍵を握る。
2	・数名の軽度なことばによるいじめ ・仲間はずし、無視、物隠し	被害側のダメージが大きく、その心痛を聴き取り「君は悪くない」と支える。 加害者には行為の卑劣さを話し反省を求める。目撃した子どもらの協力を抑止に生かす。
3	・身体的攻撃（殴る・蹴るなど、相手を標的にしたもの） ・2が継続し、言葉による暴言も精神的追い込みの攻撃 ・ネットいじめも含む（下記＊参照）	被害者には心的外傷ゆえに急な体調不良が生じるので安全確保を優先。登校させない対応も必要。 加害側にストレスや不満があり、その問題解決がポイント
4	・2、3を含みながら、長期間の無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせるなどの等重度の被害 ・加害側はいじめ続けたパワーを持ち、「遊びだ」と言い張る	被害者には自傷行為の兆候や自殺念慮、不登校、転校も起きているので、すぐにカウンセリング等で手当てをする。 被害者に自死まで思わせる「追い込み暴力」の冷酷さを具体的に分からせる。
5	・4の犯罪化 ・万引き強要、窃盗、強姦、金品を取られるなど恐喝と暴行被害 ・PTSD診断、自傷行為、死を語る	発覚後はすぐに全教職員で実態の把握に動くよう、校長等が指揮を執る。 被害の子どもを自死から救うことを最優先。 保護者や同級生たちの協力で事実関係を細かく把握し、被害の拡大を防ぐ。

*サイバーいじめ（ネットいじめ）

「ネット社会」は仮面性のつながり。そのため、虚構性が強く、特定の者を誹謗中傷してそこに多数が群がりやすい。このこと自体がひとつの暴力となって被害者に作用し、非常に短時間でも、たとえ一回でも、受けた辱めのために被害者が自殺念慮を抱くこともある。ただし、いきなりそうした攻撃が起きるのではなく、子ども社会では必ずその前段となるハラスメント的抑圧行為が教室やあるいはその周辺で起きている。そのサインをどう掴むかが大事な鍵。

ネットパトロールの検討

外部の相談機関

【福島県教育委員会】

- ・ダイヤル SOS（福島県教育センター） 0120-453-141 月～金 10：00～17：00
 - ・福島いじめ SOS24 0120-916-024 夜間、休日、祝日も含め 24 時間
 - ・養護教育センター教育相談（相談専用） 024-951-5598 月～金 9：00～17：00
- ※来所相談は事前の予約が必要

【児童相談所】

- ・中央児童相談所 024-534-5101 月～金 8：30～17：15

【福島地方法務局人権擁護部】

- ・子どもの人権 110 番 0120-007-110 8：30～17：15（土曜・日曜・祝日除く）

【福島県弁護士会】

- ・子ども相談窓口 024-533-8080 10：00～17：00（土日、祝祭日お盆、年末年始を除く）

【福島県警察】

- ・いじめ 110 番 0120-795-110 月～金（年末年始、祝日を除く） 9：00～17：00
 - ・ヤングテレホン 024-526-1189 月～金（年末年始、祝日を除く） 9：00～17：00
- *緊急の場合は、110 番か所轄の警察署まで
〈ネットいじめ〉
福島県警サイバー犯罪対策室 fp-hitec@police.pref.fukushima.jp

【福島県精神保健福祉センター】

- ・こころの電話相談 024-535-5560 9：00-16：00

【福島県障がい者社会参加推進センター】

- ・障がい者 110 番 024-528-7110 FAX：024-522-1198 8：30～17：00
（土曜・日曜・祝日除く）（FAX は常時受信可）

【国】

- ・いじめ問題対策情報センター（国立教育会館） 03-3506-0078 9：00～19：00
- ・24 時間いじめ相談ダイヤル：0570-0-78310（夜間・休日を含めて、いつでも）

【民間団体】

- ・福島いのちの電話 024-536-4343 毎日 10：00～22：00
- ・チャイルドライン 0120-99-7777 月～土 16：00～21：00（12/29～1/3 休み）
- ・チャイルドラインふくしま 毎週木曜日 18：00～20：00 TEL：024-563-4191
- ・子ども 110 番 URL：<http://www.kodomo110.jp/>
- ・よりそいホットライン 0120-279-226 24 時間

